

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 規 則

- 規則第23号 宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則……………(人事課) … 2

### 告 示

- 告示第2号 宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱……………(保育支援課) … 2

### 公 告

- 公告第51号 市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札……………(管財課) … 3

### 農 業 委 員 会

- 公告第8号 農業委員会定例総会の招集…………… 5

### 公 営 企 業

- 公告第1号 宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時に継続指定しない業者…………… 5
- 公告第2号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更…………… 5

規則

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和元年12月13日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第23号

宇治市職員退職手当支給規則の一部を改正する規則

宇治市職員退職手当支給規則（昭和28年宇治市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第4条の8中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を1号ずつ繰り上げる。

第7条の2第2項本文中「起算して1箇月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間（同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間）」に改める。

別記様式第3号中「関係」を「、第7条の2関係」に改め、同様式の（第2面）中

Table with 2 columns: checkbox, text. Row 1: (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職... Row 2: (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職... Row 3: (4) 退職勧奨

を

Table with 2 columns: checkbox, text. Row 1: (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職... Row 2: (3) 退職勧奨

に改め、同様式の（第5面）中

「10 第3面に書かれている給付限度日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。」

を

「10 基本手当に相当する退職手当の支給を受けることのできる期間は、原則として、退職の日の翌日から1年間である。ただし、その1年間に妊娠、出産、育児等の理由で、引き続き30日以上職業に就くことができない者については、宇治市職員退職手当支給規則第7条の2第2項に定める所定の期限までに任命権者に申請書を提出することにより、これらの理由により職業に就くことができない日数を1年に加えた期間（最大限4年）となる。」

11 第3面に書かれている給付限度日数は、受給期間満了年月日までの間に基本手当に相当する退職手当の支給を受けることができる最大限の日数である。」

に改める。

別記様式第4号の（第2面）中

Table with 2 columns: checkbox, text. Row 1: (2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職... Row 2: (3) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職...

定による免職又はこれに準ずる処分  
□ -----(4) 退職勧奨

を

Table with 2 columns: checkbox, text. Row 1: (2) 地方公務員法第28条第1項第2号の規定による免職... Row 2: (3) 退職勧奨

に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定、別記様式第3号中「関係」を「、第7条の2関係」に改める改正規定及び同様式の（第5面）の改正規定並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に退職した者が改正前の第4条の8第2号に掲げる者に該当する場合には、改正後の第4条の8に規定する宇治市職員の退職手当に関する条例（昭和26年宇治市条例第42号）第10条第1項に規定する規則で定めるものとみなす。

3 改正後の第7条の2第2項の規定は、宇治市職員退職手当支給規則第6条第1項に規定する基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日（宇治市職員の退職手当に関する条例第10条第1項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日。以下同じ。）が附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が同項ただし書に規定する規定の施行の日前にある者からの申出については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の宇治市職員退職手当支給規則の様式により使用されている書類は、改正後の宇治市職員退職手当支給規則の様式によるものとみなす。

（揭示済）

告示

宇治市告示第2号

宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

令和2年1月10日

宇治市長 山本 正

宇治市保育所等運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和47年宇治市告示第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

④ 副食費徴収免除補助金

第12条の3の次に次の1条を加える。

（副食費徴収免除補助）

第12条の4 副食費徴収免除補助金は、保育所等が児童に係る副食費の徴収を免除するために要した経費について交付する。

別表中「内科・歯科医」を「内科医及び歯科医」に、

を

Table with 2 columns: 修繕費補助, 基準補助単価

「  
」に改め、同表

修繕費補助	基準補助単価
副食費徴収免除補助	基準副食費単価×各月副食費徴収免除対象者数

」

の注書第1項中「及び基準補助単価」を「、基準補助単価及び基準副食費単価」に改める。

別記様式第1号中

「  
」を

修繕費補助		
-------	--	--

」

「  
」に改める。

修繕費補助		
副食費徴収免除補助	円×( )人	

」

別記様式第2号中

「  
」を

修繕費補助									
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

「  
」に改める。

修繕費補助									
副食費徴収免除補助									

」

別記様式第6号中

「  
」を

修繕費補助																			
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

」

「  
」に改める。

修繕費補助																			
副食費徴収免除補助																			

」

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の宇治市保育所等運営補助金交付要綱の規定は、令和元年10月1日以後の保育に係る補助金について適用する。

公 告

宇治市公告第51号

市有土地の売払いに係る条件付一般競争入札について  
宇治市市有土地の売払いについて、一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告します。

令和元年12月24日

宇治市長 山本 正

1 入札により売り払う物件

物件所在地	地目	地積（登記簿）	予定価格
五ヶ庄古川25番2	宅地	199.79㎡	12,047,337円

売払いは、登記簿の面積によるものとし、実測面積と違いが生じても、売払代金の精算は行わない。

2 売払方法

一般競争入札による。

3 入札参加資格を有しない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 令和元年度宇治市有土地売払入札実施要領の内容を承諾せず、遵守できない者
- (6) 公有財産の買受けについて一定の資格その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない者

4 入札参加資格の確認

本入札に参加しようとする者は、6(5)に定める申込みに必要な書類を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込みに必要な書類を提出しない者及び入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

5 入札参加申込書等の配布

(1) 配布方法

書面の手渡しによる配布又は宇治市ホームページからのダウンロード

(2) 配布場所（手渡しによる配布の場合）

宇治市総務部管財課（宇治市役所地階）

(3) 配布期間（手渡しによる配布の場合）

令和2年1月6日（月）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 配布時間（手渡しによる配布の場合）

午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

6 入札参加申込

(1) 申込方法 書面の持参による申込み（郵送、FAX、メール等による申込みは不可）

(2) 申込場所 宇治市総務部管財課（宇治市役所地階）

(3) 申込期間 令和2年1月6日（月）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(4) 申込時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで

(5) 申込みに必要な書類 「令和元年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類

7 留意事項

(1) 入札希望者は、宇治市有土地売払入札実施要領及び土地売買契約書並びに入札物件の法令上の規制を全て承知した上で入札するものとする。

(2) 入札手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

8 現地下見会

下見場所（物件所在地と同じ。）	下見日時
五ヶ庄古川25番2	令和2年1月17日（金） 午後2時から午後3時まで

現地下見を希望する場合は、令和2年1月16日（木）午後5時までに宇治市総務部管財課まで連絡して予約すること。

9 関係図書の縦覧

- (1) 縦覧場所 宇治市総務部管財課（宇治市役所地階）
- (2) 縦覧期間 令和2年1月6日（月）から同月31日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 縦覧時間 午前9時から午前11時45分まで及び午後1時から午後5時まで
- 10 入札保証金等
- (1) 入札に参加する者は、入札保証金を宇治市発行の納付書で、宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関から宇治市に納付しなければならない。
- (2) 入札保証金の額は、入札者が見積もる金額の100分の3以上の金額とする。
- (3) 入札保証金の納付期間は、令和2年1月6日（月）から同月31日（金）までとする（宇治市指定金融機関又は宇治市収納代理金融機関の休業日を除く。）。
- (4) 入札保証金は落札者を除き、入札終了後、入札保証金還付請求書の提出を受けて還付する。落札者に係る入札保証金は契約保証金に、契約保証金は売払代金に充当するものとする。
- (5) 入札保証金には、利子を付さない。
- 11 入札
- (1) 日時 令和2年2月7日（金） 午後2時
- (2) 場所 宇治市役所8階 大会議室
- (3) 必要書類等 「令和元年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に記載の書類等
- (4) 入札は、入札当日に配布する所定の入札書により行うものとする。
- (5) 入札者が代理人をもって入札しようとするとき、又は共有で入札するときの共有代表者以外の者は、委任状を提出しなければならない。
- なお、重複代理人は認めない。
- 12 入札書の書き方
- (1) 入札書には、入札者の住所及び氏名（代理人が入札する場合は、入札者及び代理人の住所及び氏名）を記入の上、入札者本人が入札する場合は本人の印を、代理人が入札する場合は代理人の印を押印するものとする。
- (2) 金額は、アラビア数字の字体を使用し、最初の数字の前に「¥」を記入するものとする。
- (3) 入札書の記入には、鉛筆、シャープペンシルその他訂正が容易な筆記用具を用いてはならない。
- 13 入札書の書換え禁止等
- 入札者は、いかなる理由があっても、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- 14 入札の無効事由
- 3に定める入札参加資格を有しない者のした入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 代理人の権限を証する書面を提出せず宇治市の確認を得ないで代理人がした入札
- (2) 指定の時刻までに提出しなかった入札
- (3) 所定の入札書によらない入札
- (4) 入札保証金を納付していない者の入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の3に満たない入札
- (6) 予定価格を下回る額の入札
- (7) 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
- (8) 委任状に押印した代理人使用印と異なる印鑑を押印した代理人の入札
- (9) 入札金額、入札者又はその代理人の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (10) 入札金額を訂正した入札
- (11) 金額以外の訂正で訂正印のない入札
- (12) 入札者又は代理人が同一の物件について、1人で2枚以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした場合のその全部の入札
- (13) 入札に関し、不正の利益を得るために、連合その他の不正な行為をした者の入札
- (14) 入札関係職員の指示に従わない等、入札会場の秩序を乱した者の入札
- (15) 宇治市有土地売払入札実施要領に違反した入札
- 15 開札
- 開札は、入札後直ちに、入札者立会いのもとに行う。
- 16 落札者の決定方法
- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札書に記入された金額が、宇治市が定める売払予定価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) (1)に該当する者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合において、入札者はくじ引きを辞退することができない。
- 17 入札結果の公表
- 開札の結果、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合はその名称）及び落札金額を、落札者がいないときは最高入札金額を入札者に知らせるものとする。
- 18 入札の変更等
- (1) 入札参加者が不正又は不誠実な行為をするおそれがあり、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは中止することがある。
- (2) 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は中止することがある。
- 19 入札保証金の帰属
- 落札者が契約を締結しないとき（落札後、3に該当する者であることが判明し、その入札が無効となったときを含む。）は、入札保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。
- 20 危険担保
- 落札者は、面積その他物件説明書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、又は代金の減免を請求することができない。
- 21 契約の締結
- (1) 宇治市と落札者との売買契約は、宇治市の指定する期日までに、宇治市総務部管財課において、土地売買契約書により締結するものとする。
- (2) 落札者は、契約締結と同時に、売払代金の100分の10（1円未満切上げ）に相当する額を契約保証金として納付し、宇治市の指定する期日までに、売払代金の全額を支払わなければならない。この場合において、入札保証金は契約保証金の一部に、契約保証金及び入札保証金（入札保証金が契約保証金の金額を超えた場合に限る。）は売払代金に充当するものとする。
- (3) 落札者がその落札した物件（以下「落札物件」という。）を公序良俗に反する用途に供するおそれがあるときには、契約を締結しない場合がある。
- 22 契約保証金の帰属
- 落札者が売買契約に定める義務を履行しないために契約を解除された場合は、契約保証金は違約金として宇治市に帰属するものとする。
- 23 契約上の特約
- (1) 落札者は、落札物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等

に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、落札物件の所有権を第三者に移転し、若しくは落札物件を第三者に貸してはならない。

- (2) 落札者は、(1)に定める義務に違反したときは、売払代金の100分の30に相当する金額を違約金として宇治市に支払わなければならない。

24 所有権の移転

- (1) 売払物件の所有権移転は、売払代金の支払を完了したときとする。
(2) 物件は、現状有姿のまま引き渡すものとする。
(3) 所有権の移転登記の手続は、宇治市が行うものとする。

25 落札者の譲渡制限

落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、落札物件に係る一切の権利義務を第三者に譲渡することができない。

26 公租公課等

落札物件の売買契約書作成に要する印紙税、落札物件の所有権移転に要する登録免許税及び代金完納後の公租公課等は、落札者の負担とする。

27 その他

- (1) 入札者は、令和元年度宇治市有土地売払入札実施要領のほか、入札方法等の指示事項を遵守しなければならない。
(2) 1から26までに定めるもののほか、宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）及び「令和元年度市有土地売払い（一般競争入札）のご案内」に定めるところによる。

なお、1から26までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合があります。

問合せ先

宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部管財課
電話番号 代表 0774-22-3141
内線 2109・2110

(揭示済)

農業委員会

宇治市農業委員会公告第8号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定により、第31回宇治市農業委員会定例総会を、次のとおり招集します。

令和元年12月24日

宇治市農業委員会
会長 吉田 利一

- 開会日時 令和2年1月6日 13時30分
開会場所 宇治市役所 8階 大会議室
付議事項 1 農地法第3条の規定による許可申請に係る承認について
2 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
3 専決事項の報告
4 その他

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業公告第1号

宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時に継続指定しない業者について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第9条第1項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者の指定の有効期間満了時（令和元年12月31日）に、継続指定の申請がされなかった指定工事業者について、同規程第16条第1項第3号の規定により、継続指定しない旨を公告します。

令和2年1月10日

宇治市長 山本 正

Table with 2 columns: 指定番号 and 株式会社/有限会社名. Includes entries like 第31号 株式会社松岡設備, 第44号 有限会社たけ設備工業, etc.

宇治市上下水道事業公告第2号

宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更について

宇治市排水設備指定工事業者規程（平成24年宇治市水道事業管理規程第7号）第10条第2項の規定により、宇治市排水設備指定工事業者から指定工事業者異動届が提出されましたので、同規程第16条第1項の規定により公告します。

令和2年1月10日

宇治市長 山本 正

Table with 3 columns: 指定番号, 変更前, 変更後. Includes entries like 第39号 北沢産業株式会社 to キタザワ産業株式会社, etc.

